

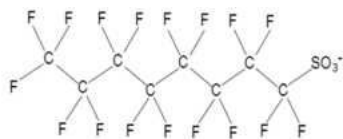
有機フッ素化合物（PFAS）について

1 有機フッ素化合物（PFAS）とは

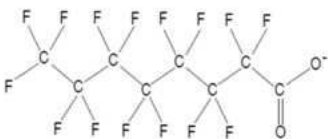
有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。

PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきた。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進められている。

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）



PFOA（ペルフルオロオクタン酸）



用途	泡消火薬剤、金属メッキ処理剤、半導体用反射防止剤など
性質	難分解性、生物蓄積性、人及び動植物に対する慢性毒性
規制等の状況	・ POPs 条約の対象物質に追加 ・ 化審法に基づき製造・輸入等を原則禁止（PFOS 平成 22 年、PFOA 令和 3 年）

2 PFOS 及び PFOA における水道水、公共用水域及び地下水に係る基準値等について

現在、PFOS 及び PFOA については、水道水では「水質管理目標設定項目※」に、公共用水域及び地下水では「要監視項目」に位置付けられており、水道水は「暫定目標値」、公共用水域及び地下水は「指針値」として 50ng/L（PFOS 及び PFOA の合算値）が設定されている。

※令和 8 年 4 月 1 日に現行の水質管理目標設定項目から水道水質基準へ引き上げることが決定しており、基準値は、50ng/L（PFOS 及び PFOA の合算値）となる。

3 観音寺市茂木浄水場内の井戸（水道原水）での PFAS の暫定目標値の超過について

【経緯】

令和 6 年 7 月 29 日、香川県広域水道企業団（以下、「企業団」）から、定期的実施している水質検査で、観音寺市茂木浄水場内の井戸水（水道原水）において、国が定める暫定目標値である 50 ng/L を上回る濃度の PFAS が検出されたとの情報提供があった。

企業団 検査結果（原水）

採水日	検出日	結果（ng/L）
4 月 22 日	4 月 30 日	19
7 月 16 日	7 月 22 日	<u>59</u>
7 月 23 日	7 月 25 日	<u>71</u>
7 月 25 日	7 月 27 日	<u>74</u>

【企業団の対応】

- ・ 茂木浄水場から送水した水道水について、7 月 23 日に検査実施し、暫定目標値未満の 24ng/L であることを確認

- ・茂木第2水源からの取水を7月25日に停止、西部浄水場（香川用水）からの給水を増量
- ・茂木第2水源において、当面の間、臨時の水質検査を実施（現在週1回）

【香川県の対応】

- ・周辺の公共用水域（財田川）でPFOS及びPFOAの存在状況を把握するため、3か月に1回水質調査を実施しており、下表のとおりいずれの地点でも暫定目標値を下回っている。
- ・今後も継続して水質調査を行う。

PFOS 及び PFOA の合計値 (ng/L)

調査地点	稲積橋	宮川・財田川合流点	江藤橋	祇園橋
市名	観音寺市	三豊市	三豊市	三豊市
1回目（R6.7.30採水）	7.4	6.4	11	6.8
2回目（R6.10.22採水）	<5	<5	<5	<5
3回目（R7.1.21採水）	6.0	5.3	5.0	<5
4回目（R7.4.15採水）	5.6	5.1	<5	<5
5回目（R7.7.23採水）	7.0	5.1	5.7	<5
6回目（R7.10.24採水）	<5	<5	5.3	<5

【観音寺市の対応】

- ・観音寺市飲用井戸等衛生対策要領に基づく飲用井戸調査を実施（令和6年7月30日～8月7日）
- ・汚染が確認された井戸から半径500メートルの範囲内で、個別訪問による聞き取り調査を実施。
- ・飲用水として使用されている井戸は確認されなかった。また、飲用水としての使用を除く飲用等として使用されている井戸（1基）について、PFOS 及び PFOA の水質検査を実施したところ、暫定目標値を下回っており、井戸設置者には飲用等として使用しないように衛生指導を行った。

【3者での連携】

- ・企業団、観音寺市、香川県の3者でのPFAS対応チームとして、令和6年10月から定期的に打合せ会を実施し、情報共有等を行っている。

4 PFAS の環境モニタリングについて

県内の公共用水域におけるPFOS及びPFOAの存在状況を把握するため、令和6年度から公共用水域の水質調査を行っている。（高松市内は市が実施）

（1）令和7年度の調査結果について

令和7年5月、水質の常時監視を実施している21河川（高松市エリア除く）のうち、6年度に実施した5河川及び定期的に調査を実施している1河川（財田川）を除いた15河川において、PFOS 及び PFOA の調査を行った。いずれの地点においても、国が定める指針値である1リットル当たり50ナノグラムを下回っていた。

No.	調査地点	市町名	PFOS 及び PFOA (ng/L)
1	馬宿川（川渕橋）	東かがわ市	<5
2	湊川（湊川橋）	東かがわ市	<5
3	与田川（三本松橋下）	東かがわ市	<5
4	番屋川（番屋川大橋）	東かがわ市	7.4
5	津田川（河口潮止上）	さぬき市	7.9
6	弁天川（弁天橋）	さぬき市	15
7	青海川（青海橋）	坂出市	<5
8	大束川（新町橋）	宇多津町	<5
9	土器川（丸亀橋）	丸亀市	<5
10	西汐入川（塩屋橋）	丸亀市	5.3
11	桜川（金比羅橋）	多度津町	<5
12	弘田川（潮止水門上）	多度津町	<5
13	高瀬川（詫間町水道取水口）	三豊市	5.4
14	一の谷川（豊橋）	観音寺市	<5
15	安田大川（馬木橋）	小豆島町	7.2

※環境基準点のうち、令和6年度に調査実施済みの地点を除いたもの。なお、1河川に基準点が2か所ある場合は下流側の地点。

（参考）令和6年度の調査結果について

No.	調査地点	市町名	PFOS 及び PFOA (ng/L)
1	鴨部川（鴨部川橋）	さぬき市	8.1
2	綾川（雲井橋）	坂出市	<5
3	金倉川（水門橋）	丸亀市	<5
4	柞田川（落合橋）	観音寺市	7.4
5	伝法川（北山浄水場上）	土庄町	5.9

高松市内の公共用水域については、高松市が令和6年度から水質調査を行っており、高松市内の10河川及びため池16ヶ所において、すべての地点で国が定める指針値を下回っていた。

（2）令和8年度以降の調査について

県内の公共用水域における PFAS の存在状況について、今後も継続的にモニタリングを行うこととしている。